

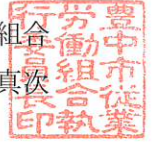
豊従発 24-08

2024 年（令和 6 年）5 月 27 日

豊中市長

長内 繁樹 様

豊中市従業員労働組合
執行委員長 松本 真次



2024 現業統一闘争に係る要求について

貴職におかれましては、平素より資源循環型社会の構築と環境保全に取り組まれておりますことに敬意を表します。

さて、我々は環境行政に従事する労働者として、公共サービスの信頼と質の向上を図るための政策課題実現、また職場環境改善及び労働基本権確立のため、下記の要求について申し入れをおこないます。このことについては、2024 年 6 月 3 日までに文書をもってご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 廃棄物行政の確立に関する制度・政策要求について

- (1) 家庭系ごみ排出実態調査の結果に基づき、中長期的なごみ減量・リサイクル率向上の取組みを進めること。
- (2) プラスチック資源循環促進法に基づく包括的な資源循環の取組みを促進すること。
- (3) 地域住民や公共施設に向けた、ごみの分別及び発生抑制、並びにまちの美化活動への意義や重要性を唱える様々な情報発信を継続し、循環型社会の形成に努めること。
- (4) 市の処理責任を果たすため、適正処理困難物の取り扱いについて中間処理施設との協議を行い、具体的な適正処理ルート確保と処理方法を確立すること。
- (5) ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐとともに、除去費用負担の確保及び制度の抜本的な改正を、国・府・関係機関に働きかけること。
- (6) ふれあい収集などの地域包括ケアに基づく施策の維持とともに、高齢化社会に対応できる取組みを確保すること。

2. 職場の活性化について

- (1) 職場の活性化につながる取組みを充実させるとともに、その予算の確保に努めること。また、新たな適性の発見や学びを得られる研修等の推薦に努めること。

- (2) 職場全体の連携力を高めるため、意見やアイデアを発しやすい職場環境を構築すること。
- (3) 定年延長制度完成までの過渡期における再雇用職域の取り扱いについては、慎重かつ柔軟な対策を構築すること。

3. 賃金等の課題について

国が進める技能職への不当な賃金削減は行わず、職責に応じた給与制度を構築すること。また、合意に基づかない賃金公表は行わないこと。

4. 直営の業務体制について

- (1) 直営の安定性・柔軟性・即応性を活かした市民サービスを提供すること。また、災害等の非常事態時において、その特性を最大限に発揮するための人員及び機材の確保に努めること。
- (2) 新規事業や業務拡充・存廃など、労働条件の変更に関わる事案については、事前協議を行うこと。また、協議に基づき合意した事項については、覚書・確認書・協定書など書面により締結すること。

5. 委託業務について

- (1) 委託業務については、引き続き労使によるチェック体制を確立すること。
- (2) 受託事業者に対しては、委託責任者として就業規則及び服務規律を評価するとともに法令遵守の徹底を図ること。
- (3) 業務委託の入札方式は、当該業務内容に適した決定方法を導入すること。

6. 労働安全衛生体制の確立と充実・運営について

- (1) 清掃事業における安全衛生管理要綱を周知徹底し、事業場安全衛生委員会で議決された事項については全職員に情報提供すること。
- (2) 事業場安全衛生委員会の委員の選定にはいかなる要件も設けないこと。
- (3) 労働災害・公務災害発生時における労働基準監督署の届出は速やかに行うとともに、事業場安全衛生委員会を開催し、再発防止に努めること。
- (4) 業務上の安全性を確保するため、市民に対しては豊中市廃棄物処理計画の協力と理解を求めるとともに、収集体制及び作業手順等を必要に応じて見直すこと。
- (5) 職場のメンタルヘルス対策については「心の健康づくり実施計画」を踏まえながら、予防・相談体制の充実を図り、きめ細やかな対策を講じること。
- (6) 車両火災の原因を究明するとともに、再発防止等の安全対策を講じること。
- (7) 災害・感染症における危機管理体制及び機材・備品等を確保すること。また、事業を続行するために労働条件上の変更が生じる場合は、速やかに組合と労使協議を行

い、臨機な対策を講じること。

以上

